

重点要望項目 要望内容・理由

I. 未来に向けた新たな成長戦略に直結する重要税制

アジアやOECD諸国では産業競争力強化のため法人税率の継続的な引下げが行われている。これらの動きに呼応し、我が国でも段階的に税率が引き下げられ、平成28年度には法人実効税率が30%を切る水準となった。

しかし、我が国では税収中立の考え方のもと、財源確保を目的に課税ベースの拡大が行われた結果、外形標準課税の強化により従業員を多く抱える企業にとっては増税となるケースが多々見られるなど、国際的な競争力の強化に向け、企業の実質的税負担を軽減するという本来の政策目的が必ずしも実現しているとは言い難い

英国の税率は平成32年度に17%への低下が予定され、また、米国トランプ政権が税率の大幅引き下げを表明し、フランスも税率引下げに動くなど、海外企業の税制面での更なる支援が強化される中、国際的な競争環境の確保の観点から、あくまで実質的な税負担の軽減として法人実効税率を25%程度まで引下げていくことは、我が国として引き続き重要な課題であることを冒頭に特記しつつ、平成30年度税制改正に関しては、日本機械工業連合会は、未来に向けた新たな成長戦略に直結する税制を重視し、以下の諸点につき重点項目としてその実現方を強く要望する。

1. 未来に向けた新たな投資促進税制の整備

新しいイノベーションの時代にあって、新たな投資が促進されるよう、以下の措置について要望する。

(1) コネクテッド・インダストリーズ関連投資促進税制の創設について

IoT、人工知能、ビッグデータ及びロボット等の第4次産業革命による技術の革新を踏まえて、将来的に目指すべき未来社会である「Society5.0」を実現していくため、様々な繋がりによって新たな付加価値の創出や社会課題の解決がもたらす「コネクテッド・インダストリーズ(Connected Industries)」の実現に向け、官民一体となった取組みが進みつつある。この動きを加速させるため、IoT推進という新たな切り口のもと、「繋がる」システムを構成する設備やソフトウェアの投資促進を図るため、コネクテッド・インダストリーズ関連投資促進税制を創設して頂きたい。

(2) 償却資産課税の見直しについて

① 償却資産税の評価額算定方式の見直し

平成19年度の税制改正における減価償却制度の見直しにおいて、

我が国において特異な制度となっていた5%の残存価額制度が廃止されたが、固定資産税においては従前のままの制度で現在に至っている。地域経済の活性化を図る上で、サービス分野を含めて生産性の向上を図るための投資の活発化が求められるなかで、国際的にも例を見ないような制度が地方税において残存している状況に改善が求められる。新しいイノベーション時代の地方への波及を図るうえにおいても、見直しを強く要望する。

② 機械類等に対する固定資産課税の撤廃

平成28年度、29年度の税制改正において機械類等に対する固定資産税の課税については中小企業に限定して軽減が図られることとなったが、本来機械類等に対する固定資産税の課税は国際的に見て極めて異例の税制であり、機械業界として引き続きその撤廃を要望する。

(3) 減価償却の方法について

減価償却の方法は、現在、企業における減価償却資産の使用実態等に応じて適切な方法を選択できる方式となっているが、法人税率引下げ等の財源確保のため、定率法を廃止して定額法への一本化を検討する動きがあり、平成28年度税制改正において新規に取得する建物附属設備・構築物について定額法に一本化された。しかし、①企業の経営実態や投資計画も踏まえて適切な方法を選択できる現状の変更は、結果として成長分野を中心とした投資活動に対して抑制効果を及ぼす可能性があることや、②IFRS(国際会計基準)においては、「資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映するものでなければならない」との基本的考え方の下で、定額法とともに定率法や生産高比例法の適用の余地が認められており、その基本的考え方との整合性を確保する必要があることから、定額法の本一本化については反対し、現在の定額法と定率法の自由選択方式の継続を要望する。

2. BEPSプロジェクトへの対応

国際的な租税回避防止策の一環であるOECDのBEPS(税源浸食と利益移転)行動計画の最終報告書の公表を受け、各国で対応が進められている。我が国では平成29年度税制改正でタックスヘイブン対策税制(行動3)の抜本的見直しが行われたが、今後の法制化においては、我が国企業の租税回避リスクを十分見極め、目的を超えた課税の強化や制度全体の複雑化によるコンプライアンス・コストの増高を招くような改正とはならないよう適切な対応を求める。

また、与党の平成29年度税制改正大綱【補論】において、中期的に取り組むべき事項として挙げられた、過大支払利子税制(行動4)、無形資産取引に係る所得相応性基準(行動8～10)、タックスプランニングの義務的開示(行動12)については、それぞれの制度本旨と企業の実態を十分に踏まえることが先決であり、改正の要否も含め、慎重に検討して頂きたい。

今後、見直しをされる場合は、以下の点を考慮頂きたい。

(1) 過大支払利子税制(行動4)

我が国の過大支払利子税制は、平成25年度から適用されて4年しか経過していないことを踏まえ、更なる強化を図る前に、現行制度の定着を見守り、中期的に取り組むべき事項を慎重に検討すべきである。

(2) 無形資産取引と所得相応性基準の導入(行動8～10)

無形資産取引に係る移転価格税制上の取扱いの明確化が求められるが、その見直しに際して、国際間の二重課税排除のための措置を併せて検討すべきであり、租税条約に基づく相互協議の実効性を高めるなどの納税環境整備を進めて頂きたい。また、所得相応性基準の導入検討に際しては、課税回避を行っていない大多数企業への影響を最小化し、事務負担軽減の観点から、実務的な準備対応の負荷等を十分配慮して頂きたい。

(3) タックスプランニングの義務的開示(行動12)

まずは我が国におけるタックスプランニングによる租税回避リスクを十分検証することが重要である。それを踏まえて法制度を行う場合、租税回避を行っていない大多数の企業への影響を最小化し、事務負担の増加を軽減する観点から、開示範囲が最小限となるよう、各国と協議して頂きたい。

(4) タックスヘイブン対策税制(行動3)

平成29年度改正の結果、トリガー税率が廃止される一方で、現行と同水準の「制度適用免除基準」が導入されたことにより申告対象が限定されたが、引き続き必要となる適用免除可否判定作業の事務負担の軽減が課題となっており、一定条件を満たす国・地域に所在する子会社についてタックスヘイブン対策税制の対象外とする「ホワイトリスト」の導入を検討願いたい。制度適用免除基準の水準については、諸外国や我が国の法人実効税率の引き下げ動向に合わせて、見直して頂きたい。

また、以下の措置をお願いしたい。

事業基準における「主たる事業」の判定基準を明確にして頂きたい。例えば、主たる事業の判定においては外国関係会社の収入や所得のみならず、経営資源の投下状況(投下資本や従業員の従事割合等)にも着目して頂きたい。

グループ内の資金効率化という明確な事業上の理由に基づき活動するグループファイナンス会社の利子所得については、事実上の明確な理由を伴う能動的な所得であることから、その業務を全てアウトソーシングしてい

る場合も含め、会社単位の合算或いは部分合算対象から除外して頂きたい。

受動的所得であるか否かについてより経済実態に即した判断がなされるよう受動的所得の一つとされる配当に係る持分割合基準を見直して頂きたい（例えば、特定外国子会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないなど）。

(5) 移転価格文書化(行動13)

「国別報告事項(CbCR、Country by Country Report)」の作成及び提出義務に関し、EUのパブリックCbCRや英国の税務方針開示等、我が国はそれら飛びぬけたルールを作らず、各国がOECDルールに準拠した国内法を整備し、実施するよう働きかけて頂きたい。例えば、マスターファイル(MF)に関して事業年度終了後1年より短い期限を設定し、英語以外のローカル言語への翻訳を求める、OECDの勧告と異なるルールが各国国内法により法制化されることがあり、実務対応で企業は非常に苦慮している。

また、OECDルールでは初回分のCbCRを今年末までに提出することが定められており、CbCRについては、異なる課税当局から様々な質問が出てくることが予想される。その対応のため、親会社所在地国の税務当局が交通整理を行って頂き、質問はその税務当局が受けとめて一元化し、回答も最終親会社からその所在地国税務当局を窓口として実施できるようにして頂きたい。

平成28年度税制改正により、確定申告期限までに、ローカルファイル(LF)を作成することが法制化されたが、日本企業の場合、日本に機能、リスクを集中し、海外子会社を検証対象企業として移転価格の妥当性を検証するケースがほとんどであるため、多くの日本企業は海外子会社のLFを日本向けのLFとして使用する予定である。現状において、海外子会社のLFの作成期限は日本より遅いケースが多く、日本向け及び海外向けの2重作業負担を軽減するために、日本のLFの作成期限を事業年度終了後6ヶ月以上にするよう再検討をお願いしたい。

3. 働き方改革にも資する納税事務負担の軽減

働き方改革は、長時間労働を是正し、ワークライフバランスを改善させ、全ての労働者が能力を最大限に発揮する環境を整えることで企業の生産性を高め、日本全体の成長に繋げることを目的に、官民にて取組が進められている。この観点からも、企業にとって複雑で多大な労力を要する納税事務負担の軽減が求められている。納税事務の簡素化は、国や地方自治体の事務効率化や行政コスト削減にも直結する効果があり、速やかに推進して頂きたい。

(1) 法人税及び消費税、源泉所得税の申告期限等の延長

我が国の法人税及び消費税の納付期限は事業年度終了後2カ月以内となっており、ドイツ、英国、米国等の外国に比べて短いため、1カ月間延長して頂きたい。なお、仮りに延長が難しい場合にあっても、消費税の申告期限について、法人税と同様、1カ月間延長特例を法制化して頂きたい。

また、我が国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、現行の支払翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、納付期限を支払翌月末日として頂きたい。

(2) 電子申告の進展に資する手続きの簡素化

地方税の電子申告においては添付書類を電子媒体として送信できるものの、国税の場合は認められず、紙による提出が義務付けられている。そのため、国税電子申告・納税システム(e-Tax)において添付書類のPDFでの提出を可能とするとともに、地方税ポータルシステム(eLTax)においてPDFの書類を一括アップロードできるようにして頂きたい(例えば県に一括送信し、市町村はそこにアクセスする仕組み)。また、法人税の申告時における電子証明書の添付は代表者の電子署名だけとし、経理責任者分は不要として頂きたい(所得税や消費税では経理責任者分は不要)。

(3) 地方税の納税事務簡素化の推進

地方税は申告書類が多く、計算が複雑であり、また、税率の異なる地方自治体にそれぞれ申告・納付を要することから、企業の事業活動が広域化、多様化している現状を考慮すると、現在の方式は極めて煩雑であり、納税側・徴収側双方の事務負担やコストも計り知れない。

そのため、地方法人課税の抜本的簡素化を進めて頂きたい。具体的には、申告書類の削減、フォーマットの統一を進めると共に、法人番号制度を活用し、本店所在地都道府県等への地方税の一括納付を可能とするシステムを検討頂きたい。

4. 成長戦略との調和のとれた地球温暖化防止対策の推進について

COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)のパリ協定発効を受け、世界各国は地球温暖化ガス排出量削減の長期目標の実現に向けて取り組む必要がある。我が国ではその実現を図るうえで、原子力発電についての適切な評価とあわせ、再生可能エネルギーの利用拡大及び省エネルギーの推進が大きな課題となっており、削減目標実現に向けた政策ツールの充実が求められるなかで、税制に関して次の通り要望する。

(1) 成長戦略との調和を図るうえで安易な課税拡大による対策には反対

地球温暖化対策税は、エネルギー価格の上昇に拍車を掛け、国民生活や産業活動に大きな影響を与えており、我が国経済の回復、成長の足かせとなるおそれが高く、廃止も含めた抜本の見直しが必要である。併せて、地球温暖化対策税収の使途拡大（森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策への充当）及びこれに関連した企業負担を増大させる増税や新税（大型炭素税等）の創設に反対する。

(2) 適切なインセンティブ策の適用

① 地球温暖化防止や環境改善を促進する優遇税制の創設

地球温暖化防止、環境改善などに著しい効果をあげる新製品開発を実現した場合の研究開発費の税額控除、風力発電・環境対応自動車他の環境問題に対応する製品を生産する設備・装置等の導入促進のための法人税等の支援策など、所要の優遇措置を講ぜられたい。

② グリーン投資減税の改組（新たな省エネ投資を促すための税制整備）

環境・エネルギーに関する負荷低減に大きな貢献をしてきたグリーン投資減税を改組し、新たな省エネ・新エネ投資を促進する税制を整備して頂きたい。

Ⅱ. 二重課税の排除、効率化の推進など制度の合理化が求められる税制

二重課税の排除、効率化の推進など制度の合理化が求められている税制として、欠損金の繰越控除制度、受取配当金の扱い、地方法人課税、自動車関係諸税、連結納税制度、国際関連税制、会計基準変更等に関して改善を求め、以下に要望する。

1. 欠損金の繰越控除制度について

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めずに継続的に行われるのに対し、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されるため、法人税負担の平準化を図ることを目的とする制度であり、諸外国でも広く取り入れられている。我が国の欠損金の扱いは、従来より欧米諸国に比べ不利な状況にあったが（①繰越期間は米国が20年、英国、フランス、ドイツ等が無制限に対して我が国は9年、②控除上限は米国、英国、韓国等が無制限に対して、我が国は平成24年度より大企業を対象に80%に制限など）、平成27年度改正にて控除上限が65%、平成28年度改正にて60%となり、平成30年度には50%にまで

制限される予定であり、諸外国に比べて更に見劣りする制度となった。

課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から企業経営を行う上で非常に重要で、新市場分野への進出など大胆かつ機動的な事業運営に欠かせない制度あり、また、国際的イコルフットィングの観点も踏まえて、控除上限の制限強化について見直して頂きたい。また、繰越期間は平成30年度より10年へ延長される予定であるが、更なる期間の延長をお願いしたい。

2.受取配当金の扱いについて

受取配当金の益金不算入制度は、数次にわたる縮減措置実施の結果、平成26年度時点で連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係る益金不算入割合が50%に制限され、更に平成27年度改正において制限幅が拡大するとともに、持ち分株式の区分が複雑となった。利益の配当を行う時点で法人税が課されており、同一所得に対する二重課税状態にあるため、「法人擬制説」に立脚する法人税法の立場からは全ての国内株式に係る配当金につき、100%の益金不算入を認めるべきである。また、事務効率化のため、従来株式区分に戻すとともに、受取配当金益金不算入の負債利子控除計算について、負債利子中の特定利子控除の復活をお願いしたい。

3.外形標準課税の更なる強化に反対

平成28年度税制改正において、法人実効税率の20%台への引き下げ時期が早まった関係で、その財源のため、法人事業税の外形標準課税が強化された。外形標準課税は人件費課税で雇用所得の拡大を目指す政策方向に逆行するものであり、企業業績回復の足枷にもなるため、更なる課税強化が行われぬようにして頂きたい。また、企業規模や業態により課税の負担が偏る不公平税制であり、制度の見直しが必要である。

4. 研究開発税制の拡充

I o T、A I、ロボティクス等の先端分野でのイノベーションの加速化が世界的な潮流となるなかで、あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、平成29年度税制改正において増加型を廃止した上で総額型に投資インセンティブを組み込んだ見直しが行われるとともに、オープンイノベーション型の手続き要件が企業実務に合わせて緩和された。我が国の研究開発投資の大半が民間企業において行われている点を踏まえ、企業の研究開発活動の円滑化を図る

上で、29年度改正の結果を検証したうえで、以下の通り、研究開発税制の更なる拡充をお願いしたい。

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(総額型)の拡充

総額型の税額控除限度額(法人税額の25%)を拡充するとともに、税額控除限度超過額の繰越制度について海外諸国の現状も踏まえた復活及びその際の繰越要件の撤廃を要望する。

(2) オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の更なる要件緩和

オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)は平成29年度改正にて運用改善が行われたが、その効果を精査し活用促進を図るとともに、監査要件や契約書記載要件等について実態にあった更なる要件緩和をお願いしたい。

(3) 研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却の容認

研究開発専用設備及びソフトウェアの取扱いについては、企業会計と税務会計の乖離により納税者に多大な事務負担がかかっているため、企業会計上費用処理が強制されるものについては、税務会計上も会計処理に合わせて即時償却を認めて頂きたい。

(4) 「パテントボックス税制」の動向への対応

近年、ヨーロッパ諸国を中心に、研究開発成果から生じる所得に優遇措置を与える「パテントボックス税制」を導入し、自国企業の研究開発投資の促進及び海外からの研究開発拠点の誘致を図る動きが拡大している。このため、研究開発拠点としての立地競争力の維持・強化及び海外への研究開発機能の流出を防止する観点から、英国など導入国の仕組みを検証するなど、我が国に適した「パテントボックス税制」制度の導入を検討して頂きたい。

5. 地方法人課税制度の抜本的見直し－地方法人特別税の廃止

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税など多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて錯綜しており、法人事業税の外形的標準課税は、その複雑さに更に拍車を掛けている。そのため、企業は二重課税による過重な税負担を強いられており、二重課税排除・税制簡素化などの観点を踏まえて、地方法人課税全体の整理・統合など抜本的見直しについて早急に検討すべきである。とりわけ、過重となっている法人二重税について、地方法人特別税の廃止も含めて、全体の法人税負担の軽減の観点

から見直して頂きたい。また、連結納税制度の導入を検討して頂きたい。

6. 複雑・過重な自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現

複雑・過重な自動車税制を抜本的に見直し、より適切な税制に改めて頂きたい。

平成29年度税制改正大綱において、「保有課税の総合的な見直し」が明記された。複雑・過重な自動車関係諸税を、簡素化・負担軽減の観点から抜本的に見直し、中長期的には、登録車・軽自動車それぞれ保有段階で一税目化する等簡素化するとともに、ドイツ等の欧米諸国並みに税負担を引き下げて頂きたい。

とりわけ、国際的にも過重な自動車税の税率引下げとともに、課税根拠を喪失している自動車重量税の「当分の間税率」を早急に廃止すべきである。

また、負担軽減の代替財源を自動車ユーザーに求めるべきではないと考える。

7. 連結納税制度の改善

連結納税制度は、機動的な組織再編やグループ経営導入により我が国企業の経営効率の向上や国際競争力の強化を実現させるために導入されたが、制度活用上の付帯条件や制限措置が多く存在し、制度適用の足枷となっているため、連結納税制度が有効に活用されるよう、次の項目について改善を行って頂きたい。

(1) 申告・納税期限の延長

複雑な業務に鑑み、連結中間申告の申告期限及び納税期限を現行より少なくとも1カ月以上延長されたい。

(2) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価の撤廃あるいは除外要件の緩和

連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価について撤廃されたい。その実現が困難な場合、例えば過去5年間の出資比率が50%超であることとするなど除外要件を緩和されたい。

(3) 地方税（法人住民税、法人事業税）における連結納税制度の導入

地方税（法人住民税、法人事業税）においても連結納税制度を導入して頂きたい。

(4) 資本金1億円以下の連結対象子会社の交際費の損金算入の容認

資本金 1 億円以下の連結対象子会社について、単独納税にて認められていた交際費の損金算入限度額までの損金算入を容認されたい。

(5) 収用換地等の場合の連結所得特別控除の不利な扱いの是正

収用換地等があった場合、連結グループ内で圧縮記帳か特別控除のいずれかを統一して適用することとされており、また、特別控除の金額は連結グループ全体で5,000万円が上限とされている。収用等は公的強制措置であることから、連結納税制度選択の企業が不利にならないよう、個別企業毎に圧縮記帳か特別控除を選択できることとし、特別控除の金額もそれぞれ5,000万円を認めるべきである。

(6) 連結納税グループ離脱時における投資簿価の修正方法の見直し

子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、会計上の売却益に対し、税務上は配当相当額が売却益に上乘せされ、二重課税となるため、投資簿価の修正方法を見直されたい。

(7) 連結納税申告における子法人の個別帰属額届出書提出の廃止

連結納税制度においては、親法人が連結法人税申告書を所轄税務署へ提出する一方、子法人も「個別帰属額届出書」を所轄税務署へ提出することになっているため、少なくとも電子申告を行っている場合は効率化の観点から子法人の提出を廃止して頂きたい。

(8) 連結納税対象子会社の拡大

現行の連結納税制度では国内100%子会社のみが連結納税の対象となっているが、企業グループとして既存事業の伸長や新事業の開拓を図っていくためには、より広い範囲で所得を通算し、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくことが必要である。組織再編税制により税制適格での事業再編が可能となり、事業の切出し・統合による競争力の強化が後押しされているが、グループ外との再編を実施した場合、連結納税については離脱を余儀なくされるのは制度面での矛盾といわざるを得ない。そのため、連結納税対象子会社の範囲を拡大して連結会計と同等として頂きたい。

8. 国際関連税制の見直し・改善

新興諸国を中心に拡大するグローバル市場への対応は、企業の成長のみならず我が国経済の今後の繁栄にとって不可欠である。我が国企業は新たな市場開拓を目指して年々海外事業展開を深化させてきたが、各国の課税権のせめぎ合いが激化する中、国際的二重課税のリスクを負う局面が増加している。我が国の国際課税制度は、国際的二重課税の調整、国際的租税回避の防止を原則に年々改善が図られてきたが、国際環境は日々変化しており、企業の健全な海外事業活動を確保する観点から、更なる改善をお願いしたい。

(1) 外国税額控除制度の見直し

① 控除限度額及び控除限度超過額の繰越期間の延長

輸出プラント工事などにおいて、国外所得の発生時期と現地における税額発生時期のタイムラグが大きくなっていることに加え、現地で税務調査があった場合は、ある年度の所得につき更正を受けた場合、税務当局と訴訟等になった結果、税額が確定するまでに数年かかることがある。このような場合、外国税額控除枠が十分に活用できないことなどから、外国税額控除制度の利用が制約され、国際的二重課税の排除が十分に行えない事態が多々生じている。したがって、控除額及び控除限度超過額の繰越期間については、現行の3年を延長すべきである。米国は現在10年、英国は無期限の繰越が認められており、国際競争力確保の点からも、平成30年度に欠損金の繰越期間が10年に延長されることとなることを参考に、10年への延長を要望する。

② 控除限度超過額の繰越期間経過後の損金算入の容認

控除限度超過額が発生した場合、企業経営を圧迫する一因ともなっていることから、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった金額については、損金算入を認めるべきである。

③ 外国税額控除の控除限度額の拡充

外国税額控除の控除限度額は国外所得に法人税の実効税率を乗じて算出した金額相当額になるが、試験研究費の総額に係る税額控除などにより実効税率が低下し控除限度額が減少することになる。これでは双方の税額控除の目的を達成できないため、控除限度額が法定税率を用いて計算した金額相当となるような仕組みにして頂きたい。

(2) タックスヘイブン対策税制の改善（関連要望一部前出7、8ページ参照）

① 欠損金の合算の容認

現行の税制では欠損金の合算が認められず、留保所得のある子会社のみ日本で課税するという公正さを欠く制度となっているため、実質上親

会社と一体である特定外国子会社の欠損金は合算を容認すべきである。

② 合算対象所得から除外される孫会社要件の緩和

平成21年度税制改正において、特定外国子会社等がその子会社（孫会社、25%以上の株式等を6ヶ月以上保有）から受ける配当の額は合算対象所得から除外されることとなったが、親会社が直接受ける配当は益金不算入となる一方、特定子会社経由で受ける配当は合算課税となるため不合理である。親会社と特定外国子会社等を合わせて25%保有の場合も合算対象所得から除外される対象として頂きたい。

③ 適用除外基準の拡充及び事前確認制度の導入

平成22年度税制改正において、物流統括会社に係る適用除外基準について一定の明確化と緩和が図られたが、当該統括会社は、子会社のみならず親会社・兄弟会社などのグループ会社から仕入を行い、グループ会社へ販売する形態をとることも充分あり得る。このため、適用除外基準のさらなる拡充をして頂きたい。また、多くの事業会社にとって、毎期の適用除外の判定作業に多大な工数を要す一方、リスクを抱えたまま事業運営を行うことは、健全な海外事業進出を計画する上での妨げであるため、当局との適用除外に関する事前確認制度を導入して頂きたい。

④ Passive Incomeに対する課税制度の簡素化

事業会社にとってPassive Incomeの収入に占める比率は極めて低く、調査・算出に費やす事務負担が増えるだけであるため、制度の簡素化をお願いしたい。

⑤ 資産性所得を発生させる持分10%未満株式の判定の緩和

平成22年度税制改正で導入された資産性所得合算制度においては、株式保有割合10%未満の法人（特定法人）の株式等からの配当及び譲渡所得が対象とされているが、この判定はグループ全体の持分で行うこととして頂きたい。

(3) 移転価格税制の見直し（関連要望一部前出8ページ参照）

① 定義の明確化と運用環境の整備

移転価格税制に関し、企業が適正な申告納税が出来るよう、役務提供取引や無形資産取引の取扱いの定義を明確化して頂く一方、実際の運用にあたっては二重課税の排除を前提に柔軟な運用ができるよう環境の整備を行って頂きたい。

② 調査における手続きのルール化

移転価格の調査における手続きの明確化（納税者側への課税根拠・関連データの開示など）など、ルールを整備して頂きたい。

③ 事前連携の強化

現行制度では、一時的にせよ企業に二重課税を強いることになるため、例えば相互協議の後でなければ更正できないこととする、または課税当

局が更正処分に先立って二重課税回避の対応をする旨の事前合意を相手国政府から得ることを執行の要件とするなど、執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化して、予め二重課税リスクを低減させるなど、執行のあり方を検討して頂きたい。

④ A P A (移転価格事前確認制度)の手続き、審査の迅速化

移転価格税制上の重要な制度であるA P A (事前確認制度) の手続き、審査の更なる迅速化に向けての体制を構築して頂きたい。また、仮に十分な損益が見込めない事業であっても、前向きに対応して頂きたい。

⑤ 持分基準の見直し

移転価格税制における持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをして頂きたい。

(4) 二国間租税条約の締結及び改定の促進等

① 二国間租税条約の締結及び改定の促進

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、我が国としては、租税条約ネットワークの整備を図る必要がある。日本との取引が多い国・地域との租税条約が締結されていない場合には、移転価格税制に基づく相互協議など二重課税の排除や源泉税率の低減に向けて、租税条約の早期締結を行われたい。とりわけ、次世代の投資国として脚光を浴び始めているアフリカ諸国は日本との租税条約締結国が少なく、租税条約を活用している中国企業に比べて我が国企業は競争環境として非常に不利となっているため、早急に締結交渉を進めて頂きたい。加えて、東南アジアや中南米の未締結国にも締結対象国を拡大して頂きたい。

また、日本の知的財産立国を後押しし、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改定を推進されたい。とりわけ、インドとの租税条約第12条の「技術上の役務」に対する源泉課税の実施は、日本が他国と結ぶ租税条約と整合性がなく、類例をみない異質な規定であり、インドにオフショア開発を委託する上での経済的阻害要因となっているため、改定をお願いしたい。

更に、投資交流の一層の促進を図る目的から米国・英国・フランス等との租税条約において一定基準を満たす配当に係る源泉税が免税とされているが、この配当免税措置について、各国との租税条約の改定を推進されたい。特に、日本からの投資規模が大きい中国との条約改定をお願いしたい。

租税条約の「譲渡所得に関する源泉地国課税」を制限するよう条約締結相手国と交渉し、改訂をお願いしたい(特に中国、インド、韓国等)。例えば、日本におけるグループ法人同士の合併(又は分割)により、被

合併法人（又は分割法人）が所有する海外子会社株式を合併法人（又は分割承継法人）に移転する場合、日本において適格組織再編に該当し、譲渡所得に対する課税が繰り延べられても、海外において譲渡所得が課税されることがあり、この場合、国外所得が生じないため、外国税額控除の適用を受けられない問題が生じることから、企業の組織再編活動の阻害要因となる。

② 租税条約の適用を受ける支払に関する「租税条約に関する届出書」の提出要件の緩和

人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行われたい。

また、米国等適用により免税となる場合、居住者証明が必要であるが、取引相手が国の機関である場合、居住者であることは明らかであるので、居住者証明の取得の要件を緩和して頂きたい。

(5) 国外子会社に係る受取配当金の益金不算入制度の改善

平成21年度税制改正により国外子会社に係る配当金については益金不算入となったものの、配当額の95%を上限とすることや、国外の子会社以外からの配当については益金算入であることから、未だ制度としては不十分と言わざるを得ない。全ての株式に係る配当金につき100%の益金不算入を認めるべきである。

また、直接持分割合が25%未満の外国子会社であっても、グループ合計の持分割合（海外子会社を通じて保有する持分割合を含む）が25%以上の子会社からの配当は、益金不算入の対象とするよう見直して頂きたい。

9. 会計基準変更への対応

近年、国際的整合性の観点から金融商品に関する会計基準、退職給付に係る会計基準、固定資産の減損に係る会計基準等、各種会計基準の見直しが行われてきている。今後は更に国際会計基準とのコンバージェンスが進められることとなっているため、税制上の対応が必要である。また、収益認識に関する会計基準の適用に際して企業負担軽減の配慮をお願いしたい。

(1) 会計上の損失処理の容認

企業においては、会計基準の導入・変更に伴い、不良債権・不良資産等に係る損失処理が進められてきたが、税制がこのような動きに連動していないため、損金認容が制限された結果、多額の繰延税金資産が計上されることに

なり、多くの企業において繰延税金資産の資産性の問題が生じている。また、会計・税務の二重基準に伴う申告調整項目の増加によって、判断と手続きの両面で極めて煩雑となっている。

税務上の取扱いは企業会計上の取扱いと極力一致させるべきあり、具体的な要望事項は次のとおり。

① 貸倒引当金制度廃止の見直し等

平成23年度税制改正において、金融機関等を除いて貸倒引当金制度の廃止が行われたが、公平性の観点から問題が多く、従前の取扱いを復活するとともに、次の個別評価の貸倒引当金については、繰入率の引き上げをお願いしたい。

- ・ 会社更生法などの法的手続き開始時点での貸倒引当金の繰入限度額の大幅に引き上げ
- ・ 外国政府などに対して有する特定海外債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の100%化

② 有価証券評価損の計上の容認等

上場有価証券などの一部を除いて、法人税法上の有価証券等に係る評価損の要件は従来どおりであるため、会計と税務の乖離が大きく、多額の有税処理を余儀なくされている。公正な担税力の観点から、また実務の煩雑性において、かかる現状は適当でないことから、会計基準と同様の基準で評価損の計上を認めて頂きたい。また、相場のあるゴルフ会員権は、上場有価証券に準じ評価損の計上を認めて頂きたい。加えて、損金経理要件を廃止し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めて頂きたい。

③ 棚卸資産に係る評価損並びに固定資産の減損損失の損金算入

棚卸資産の評価損並びに固定資産の減損損失についても、会計基準と同様の基準で損金算入を認めて頂きたい。

(2) 国際会計基準へのコンバージェンスに伴う税制措置

国際会計基準へのコンバージェンスが行われた場合、減価償却費等の課税ベースが大幅に拡大することが懸念される。会計基準適用の有無により課税ベースが異なることとなるのは課税の公平性を欠き、その結果設備投資や研究開発投資へ大きな影響を与える可能性があるため、次の事項を要望する。

① 減価償却費に係る損金経理要件の廃止

国際会計基準へのコンバージェンスにより、減価償却資産の償却方法の定率法から定額法への変更や、会計上の耐用年数の延長が見込まれているが、減価償却費については損金経理要件が付されているため、税法基準での損金算入が不可となることから、損金経理要件を早期に廃止すべきである。

② 試験研究費の発生時損金算入

一定の開発費については、無形資産として計上のうえ償却することとなることが見込まれているが、試験研究費については、発生時損金算入という従来の取扱いを維持して頂きたい。

③ 排出量取引における費用計上時期について

排出権の減損処理について会計基準と同様の基準で損金算入を認めて頂きたい。

(3) 収益認識に関する会計基準適用に際しての適切な配慮

現在検討されている収益認識に関する会計基準の適用にあたっては、税と会計の取扱いが異なる点を明確化し、企業の実務上、また税務調査の場面で混乱をきたさないようにして頂きたい。

10. その他

(1) 民法上有効な意思表示に基づく非関連者間の債権の切り捨て、債権放棄並びに債権譲渡の税務上の容認

民法上有効な意思表示に基づく非関連者間の債権の切り捨て、債権放棄並びに債権譲渡について税務上も容認し、原則として寄附金として扱わないようにして頂きたい。

(2) 子会社等の整理・支援損に係る取扱いの緩和

子会社等の整理・支援損の扱いについて、法人税基本通達9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)及び9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付等)の要件を緩和し、経営危機に陥る前の経営悪化の段階での支援を弾力的に認めて頂きたい。

(3) 印紙税の抜本的見直し・廃止

作成文書に担税力を求める文書課税は、電子商取引の急速な普及によりペーパーレス化の進む現状では不合理かつ公平性を欠くものとなっている。付加価値税を導入している諸外国では、印紙税の撤廃、もしくは付加価値税非課税取引のみ印紙税を課税するのが主流であるため、印紙税の廃止あるいは消費税非課税取引のみに課税対象を制限するなど、抜本的見直しを行われたい。

(4) 消費税仕入税額控除における95%ルールの復活

平成23年度税制改正で行われた「課税売上5億円以上の事業者について

の95%ルール」の撤廃により、対象事業者は課税仕入等の税額を全額控除することができなくなった。課税売上を主とする事業者にとって、仕入は間接的であっても課税売上に資すると推測され、個別対応を証明できない間接的な仕入税額に、課税売上割合による按分計算を適用すると、事業実態以上に事業者への負担が生じることとなった。また、売上規模で取扱いを変える合理的な理由も無いため、従前の95%ルールを復活して頂きたい。